

長岡京市男女共同参画計画
第8次計画 骨子案

令和7年7月

長岡京市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画社会とは	1
3. 世界・国・京都府の動向	2
4. 長岡京市の状況	4
5. 男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査の結果の概要	12
6. 第7次計画のまとめ	24
第2章 計画の概要	29
1. 計画策定の目的	29
2. 計画の位置づけ	29
3. 計画の期間	29
4. 基本理念	30
5. 重点目標	31
6. 計画の体系	32
第3章 計画の内容	34
第4章 計画の推進に向けて	35
1. 計画の推進体制	35
2. 計画の進行管理	36

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

本市では、昭和 60（1985）年に女性の地位向上と健康と福祉の増進を図るため府内でいち早く「婦人行動計画」を策定以降、平成 22（2010）年には「長岡京市男女共同参画推進条例」を制定し、各種施策を通じて男女共同参画社会の実現を目指してきました。

令和 2（2020）年度には、令和 7（2025）年度を目標年度とする「長岡京市男女共同参画計画（第 7 次計画）」（以下「第 7 次計画」という。）を策定し、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもと、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に進めてきました。

この間、国では「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）などをはじめとした法律の制定・改正などにより、男性の育児休業取得促進や女性活躍に関する事業所の取組の義務化などが進み、女性が社会で活躍できる環境の整備が進んできています。また、困難な問題を抱える女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）も制定されました。

一方で、根強く残る固定的な性別役割分担意識や男女間の賃金格差、配偶者等からの暴力など、依然として多くの課題が残されており、様々な場面で男女共同参画が進んでいない現状があります。本市が令和 6（2024）年に実施した「長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」（以下「市民・事業所意識調査」という。）では、この 5 年間で「男女平等の考え方」が「前進した」と回答した割合は男女ともに 6 割を超えているものの、「社会全般として」の平等感は低い結果となり、実際の生活の中で男女平等につながる社会の変化が実感されていない状況であります。

このような状況を踏まえ、「長岡京市男女共同参画推進条例」を基に、社会経済情勢の変化や、国及び京都府の方向性、第 7 次計画における進捗状況及び市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、本市における男女共同参画に関連する様々な分野の取組を計画的に推進するため「長岡京市男女共同参画計画（第 8 次計画）」を策定するものです。

2. 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第 2 条）と定義されています。

男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望み形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。（イメージ図掲載予定）

3. 世界・国・京都府の動向

(1) 世界の動き

世界における男女平等・男女共同参画の取組は、国連を中心に進められてきました。昭和 50（1975）年を国際婦人年と定め、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。その後、女性への差別撤廃と社会的地位の向上を実現させるための行動を続けられてきました。

平成 27（2015）年に決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等、女性リーダーシップ増進や能力強化、活躍の場の拡大（エンパワーメント）、暴力の撤廃などが掲げられており、各国で取組が進められています。

また、令和 7（2025）年は、平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」が採択されてから 30 周年（「北京+30」）となり、3 月の第 69 回国連女性の地位委員会（CSW）をはじめ、様々な国際会議が開催されます。

(2) 国の動き

我が国では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成 11（1999）年に「男女共同参画基本法」を制定、翌年には「男女共同参画社会基本計画」を策定し、5 年ごとに見直しが行われています。

令和 6（2024）年 4 月には女性の福祉の増進、人権の尊重や擁護、ジェンダー平等を基本理念とし、困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重した支援を、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施する「困難女性支援法」が施行されました。また、同月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）改正法が施行され、身体的暴力だけでなく、精神的暴力まで保護対象を拡大するなど、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化などが規定されました。

雇用の分野においては、「女性活躍推進法」に関する制度改正が行われ、従業員 101 人以上の事業主に対し「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務付けられました。さらに、期限を 10 年延長し、基本原則へ健康上の特性や基本方針に就業環境への措置に関する事項を追記するなど女性が活躍できる就業環境の整備が図られています。また、「育児・介護休業法」の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の充実、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が盛り込まれています。

国の第 6 次計画の内容を把握次第、その内容を追記予定

(3) 京都府の動き

京都府では、令和3（2021）年3月に、令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とする「KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-」が策定され、施策の方向性に「ジェンダー平等の実現」など、社会潮流に沿った新たな視点が盛り込まれています。

女性活躍に向けては、「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議（地域会議）」の設置、「京都ウィメンズベースアカデミー」が開設されており、令和2（2020）年には、女性活躍の流れを加速し、新たな働き方のムーブメントを全国に発信していくため、女性活躍推進サミット「WIT Kyoto」を開催されました。

令和6（2024）年3月には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）」を策定し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現を目指されています。

また、同月には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現のために府が実施すべき施策等を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」を策定されました。

令和8（2026）年3月に、制定から5年が経過し国の動向等を踏まえて中間見直しをされた「KYOのあけぼのプラン（第4次）後期施策」が策定されることとなっております。

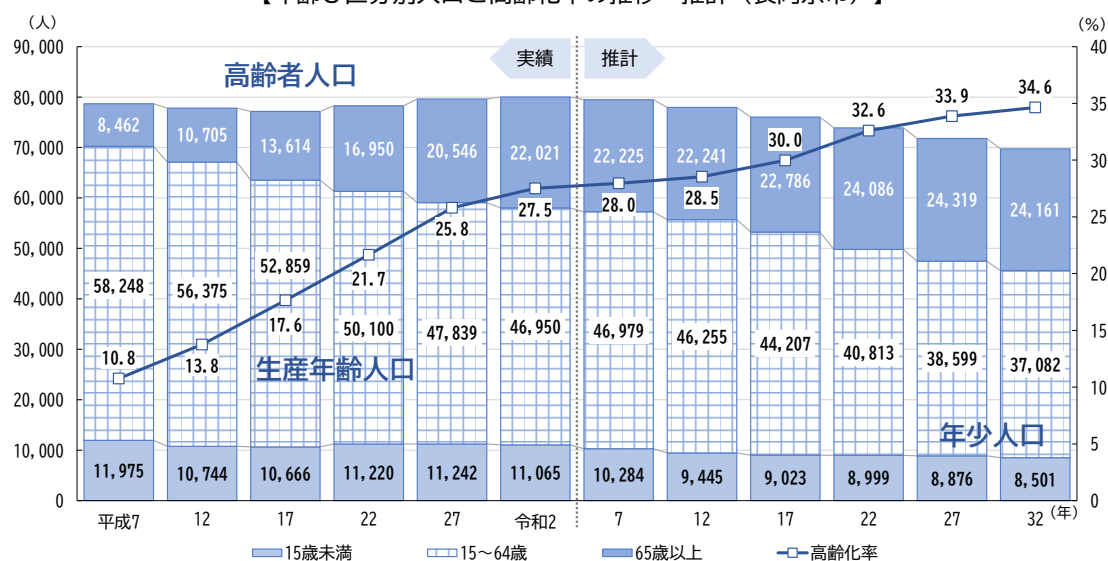
4. 長岡京市の状況

(1) 人口の変化

本市の人口は、令和7（2025）年に減少局面に転じると推計されていますが、現在のところ転入超過による社会増により人口が微増しています。

高齢化率は、令和2（2020）年に27.5%と、全国平均（28.4%）に比べると、やや低い水準で推移していますが、団塊ジュニア世代が65歳以上になり現役世代が急減する令和22（2040）年には32.6%と、急速に高齢化が進展すると推計されています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移・推計（長岡京市）】



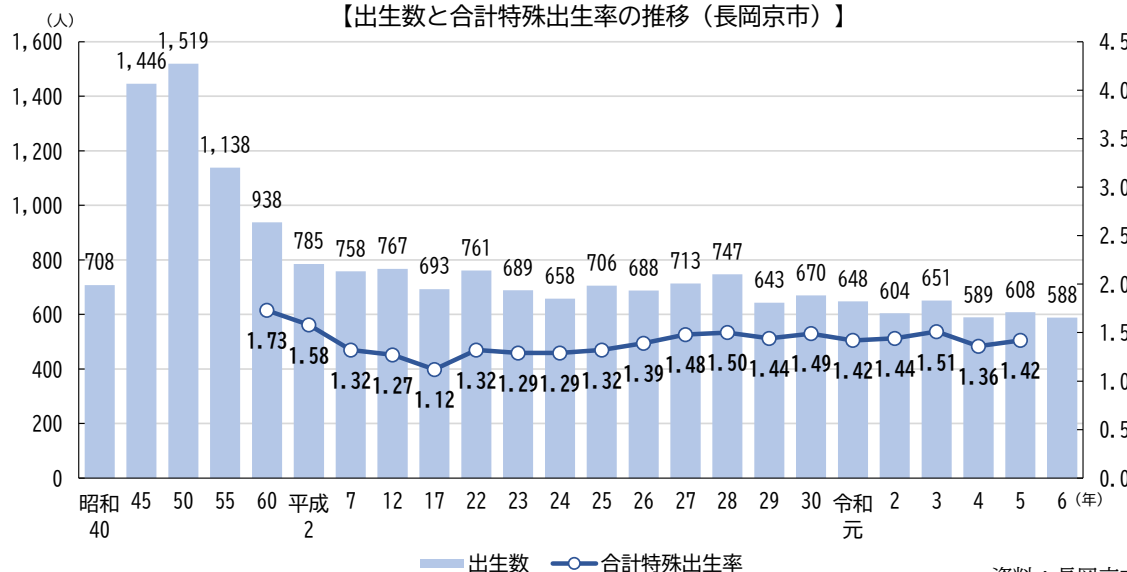
※高齢化率は、65歳以上人口/総数×100

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 出生の状況

合計特殊出生率は、昭和60（1985）年の1.73以降、平成17（2005）年には1.12まで下がりましたが、それ以降は増減を繰り返し、令和5（2023）年では、1.42となっています。

【出生数と合計特殊出生率の推移（長岡京市）】



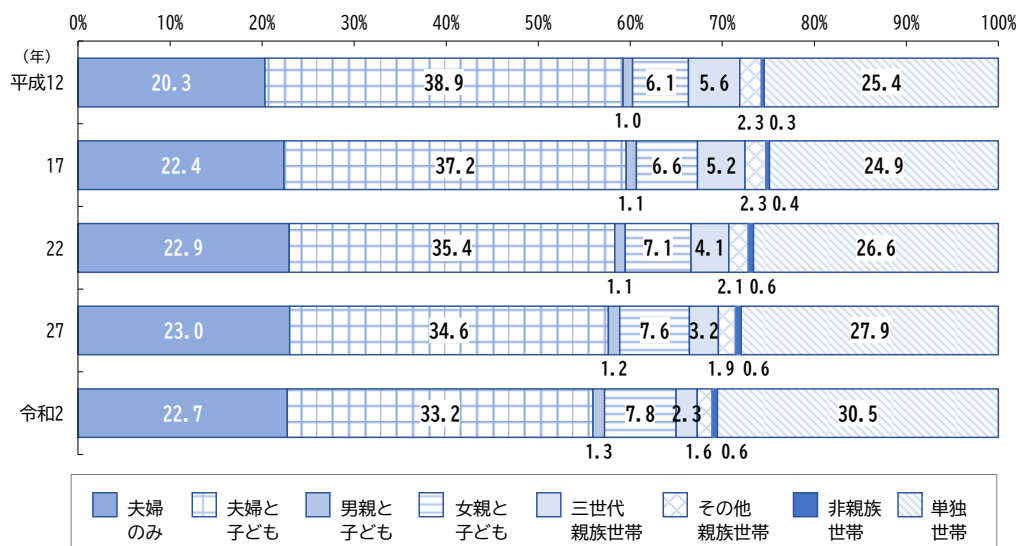
資料：長岡京市

(3) 世帯の状況

①世帯構成

「夫婦と子ども世帯」や「三世代親族世帯」が減少し、特に「単独世帯」「女親と子ども世帯」が増加しています。

【世帯類型別構成比の推移（長岡京市）】



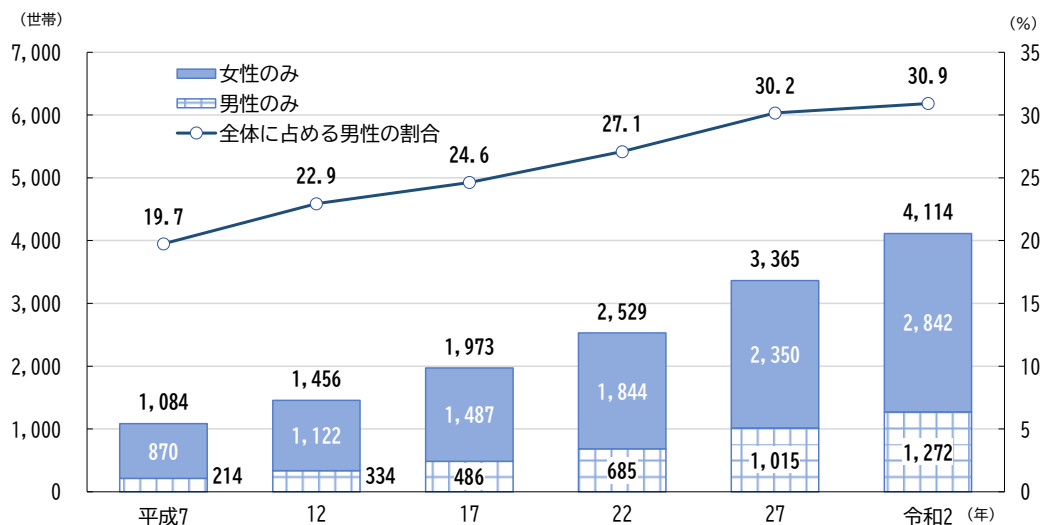
※その他親族世帯は、核家族以外の世帯から三世代親族世帯を減じて算出
資料：総務省「国勢調査」

②高齢者の一人暮らし世帯の状況

65歳以上高齢者の一人暮らし世帯は年々増加しており、このうち「女性のみ世帯」が約7割を占めています。

平成7（1995）年以降の推移をみると、「男性のみ世帯」の割合が増加しています。

【性別にみた65歳以上の一人暮らし世帯数の推移（長岡京市）】



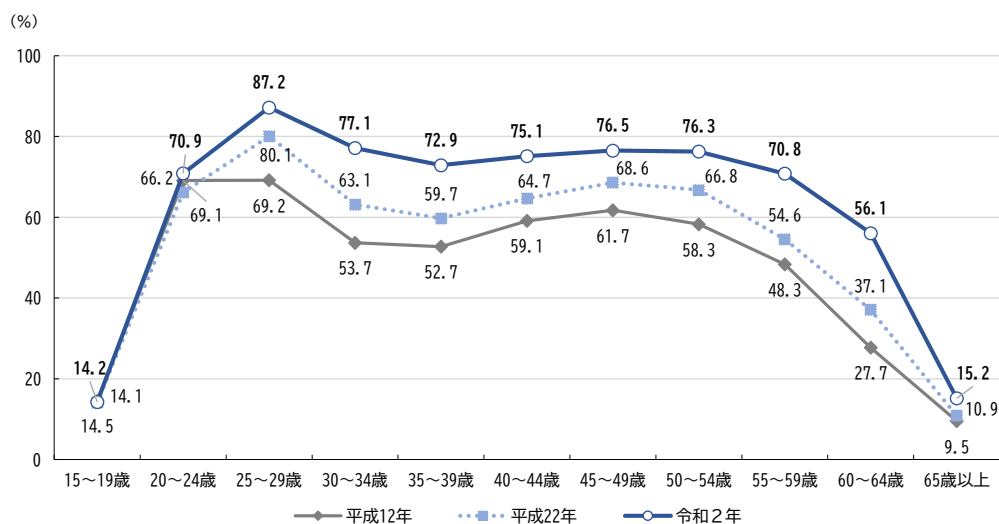
資料：総務省「国勢調査」

(4) 就労の状況

①女性の年齢別労働力率の推移（長岡京市）

本市の女性の年齢別労働力率は、30 歳代と、55～59 歳、60～64 歳で平成 12 年から 20 ポイント以上増加しています。

【女性の年齢別労働力率の推移（長岡京市）】

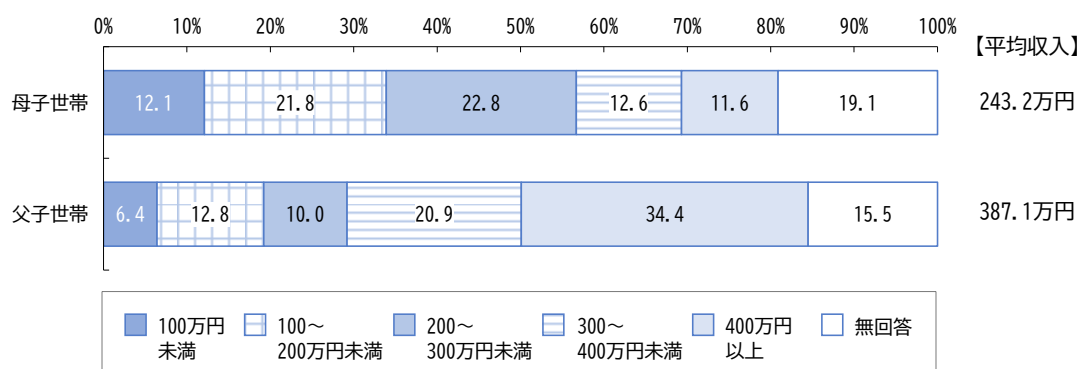


資料：総務省「国勢調査」

②母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（京都府）

京都府の年間就労収入は、母子世帯で「200～300 万円未満」、父子世帯で「400 万円以上」が一番多い割合で、平均収入が母子世帯は 243.2 万円であるのに対し、父子世帯では 387.1 万円となっています。平成 28 年度調査に比べ大きく増加しています（前回母子世帯 209 万円、父子世帯 358.2 万円）。しかし、母子と父子では平均収入に差があり、父子に比べ母子世帯は収入が少ない状況です。

【母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（京都府）】

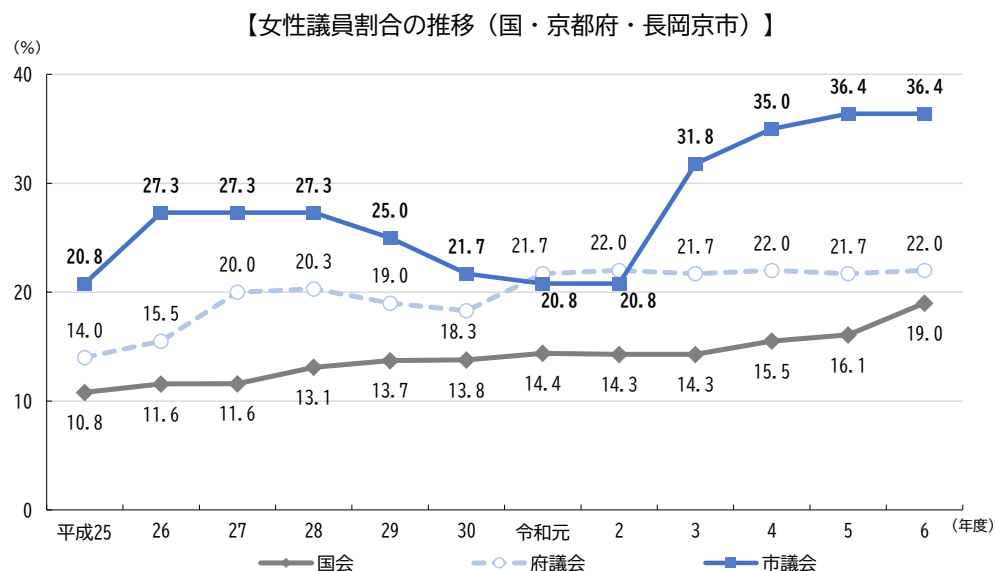


資料：令和 3 年度京都府母子・父子世帯実態調査結果報告書（概要版）

(5) 女性の参画の状況

①女性議員割合の推移（国・京都府・長岡京市）

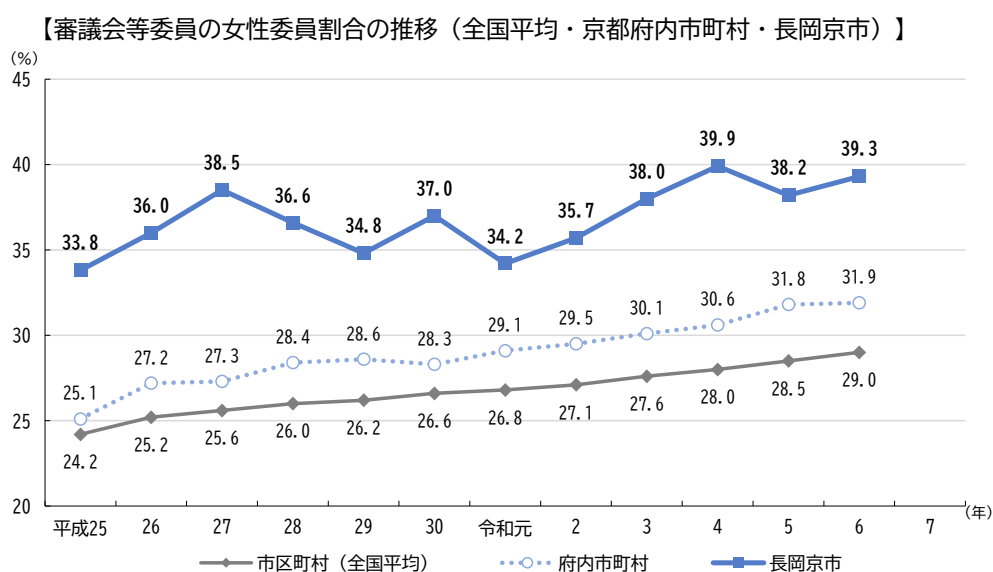
長岡京市の女性議員の占める割合は、令和2年度まで2割台でしたが、令和3年度以降3割台に増加し、国や京都府よりも高く推移しています。京都府の女性議員は、47都道府県中3位と高い数値です。



資料：国会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
府議会は、「女性の政治参画マップ」
長岡京市は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

②審議会等委員の女性委員割合の推移（全国平均・京都府内市町村・長岡京市）

本市の審議会等に占める女性の割合は、令和6年で39.3%と全国平均及び府内市町村を上回っています。

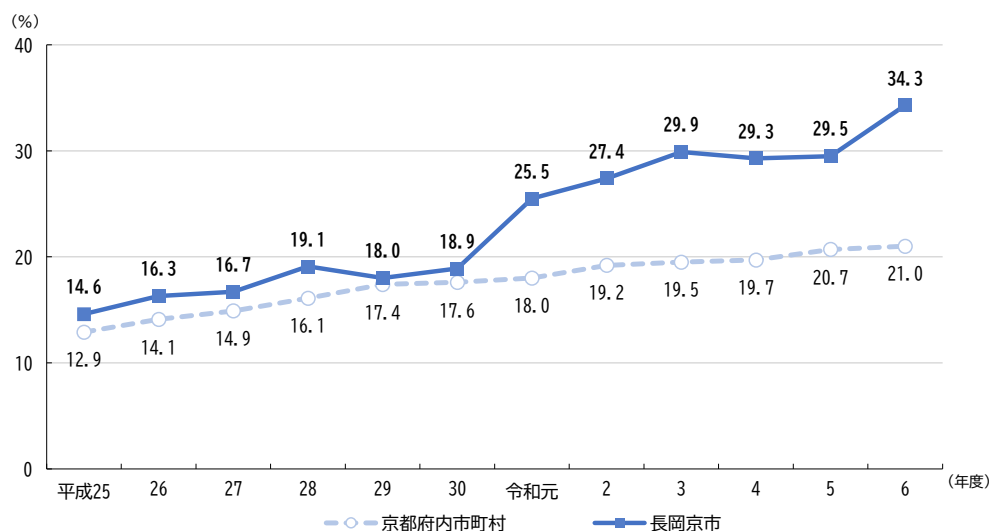


資料：全国平均と府内市町村は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）
長岡京市は、「長岡京市男女共同参画計画 第7次計画進行管理報告書」
※令和7年数値については公表され次第更新（令和7年12月末～令和8年1月頃予定）

③職員における女性管理職割合の推移（京都府内市町村・長岡京市）

本市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和元年度から全国や京都府内市町村との差は大きくなっており、令和6年度では、全国815市区中24位（京都府内26市町村中3位）の数値となっています。

【府・市職員における女性管理職割合の推移（京都府内市町村・長岡京市）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

④ジェンダー・ギャップ指数の推移

2025年のジェンダー・ギャップ指数の順位をみると、総合では118位となっています。最も順位が高い分野は「健康」で50位、最も順位が低い分野は「政治」で125位となっています。

(単位：位)

	調査国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2023年	146	125	0.647	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
2024年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
2025年	148	118	0.666	112	0.613	66	0.994	50	0.973	125	0.085

資料：世界経済フォーラム（World Economic Forum）「Global Gender Gap Report」

(6) DVの状況や相談について

①警察における刑法犯認知件数・相談件数（全国の被害者状況）

認知・相談件数は増加しています。また、すべての内容で7割以上が女性となっています。**（令和6年数値の状況により見直し）**

（単位：件、％）

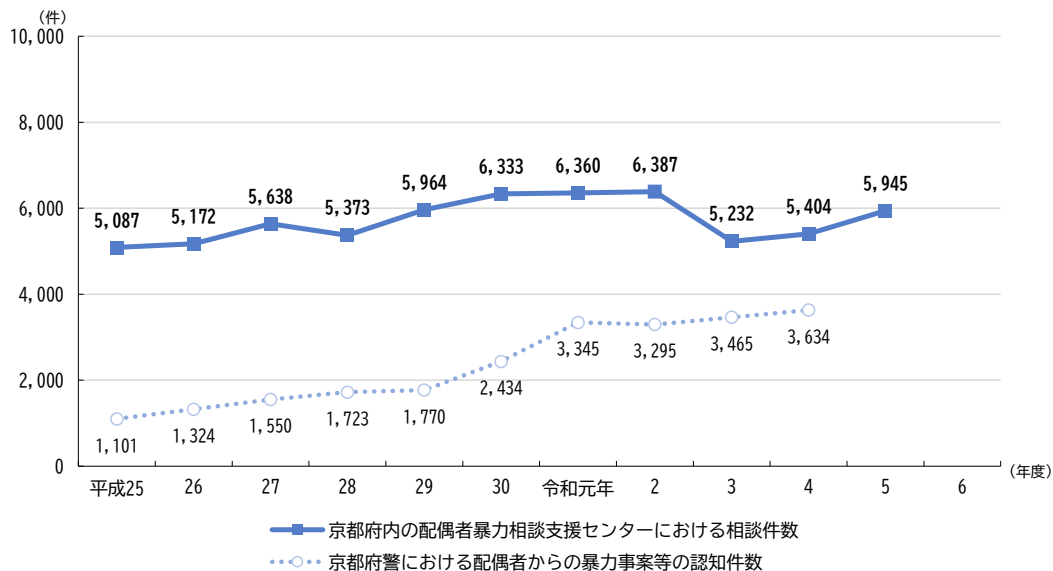
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
不同意性交等	認知件数	1,332	1,388	1,655	2,711	
	うち女性	1,260	1,330	1,591	2,611	
	女性割合	94.6	95.8	96.1	96.3	
不同意わいせつ	認知件数	4,154	4,283	4,708	6,096	
	うち女性	3,995	4,111	4,503	5,840	
	女性割合	96.2	96.0	95.6	95.8	
公然わいせつ	認知件数	701	712	624	749	
	うち女性	613	613	541	655	
	女性割合	87.4	86.1	86.7	87.4	
略取誘拐・人身売買	認知件数	337	389	390	526	
	うち女性	276	322	322	411	
	女性割合	81.9	82.8	82.6	78.1	
配偶者からの暴力	相談件数	82,643	83,042	84,496	88,619	
	うち女性	63,165	62,147	61,782	63,935	
	女性割合	76.4	74.8	73.1	72.1	
ストーカー	相談件数	20,189	19,728	19,131	19,843	
	うち女性	17,689	17,286	16,724	17,261	
	女性割合	87.6	87.6	87.4	87.0	
私事性的画像被害※	相談件数	1,570	1,628	1,728	1,812	
	うち女性	1,427	1,432	1,494	1,527	
	女性割合	90.9	88.0	86.5	84.3	

※プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為
資料：警察庁統計資料

②京都府のDV関係の相談・認知件数

京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和3年度に減少するも増加傾向にあります。京都府警におけるDV認知件数は、年々増加傾向にあり令和元年度からは3,000件を超えています。

【DV関係の相談・認知件数（京都府）】



資料：内閣府男女共同参画計画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」
京都府「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」

③男女共同参画センターで受け付けた相談件数の推移

男女共同参画センターで受け付けた相談件数は、令和6年度には823件と前年度から増加しています。そのうちDVに関する相談割合は、令和4年度以降は減少しています。

女性の相談室

(単位：件、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般相談(面接・電話)	583	593	767	646	697
うちDV	86	71	114	76	71
女性のカウンセリングルーム	74	96	105	105	100
うちDV	1	5	10	8	15
法律相談	21	22	29	24	26
うちDV	1	1	3	2	0
合計	678	711	901	775	823
うちDV	88	77	127	86	86
DV割合	13.0	10.8	14.1	11.1	10.4

資料：長岡京市

男性の相談室

(単位：件、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性の電話相談	15	26	13	12	16
うちDV	0	0	0	0	0
合計	15	26	13	12	16
うちDV	0	0	0	0	0
DV割合	0	0	0	0	0

資料：長岡京市

(7) 各種がん検診の受診状況

がん検診の受診状況は、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率は上昇傾向となっている一方で、その他の検診では横ばい傾向となっています。

がん検診実施状況（長岡京市）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳がん検診※	対象者	26,367 人	26,520 人	26,716 人
	受診者	1,370 人	1,542 人	1,500 人
	受診率	9.7%	10.9%	11.3%
子宮頸がん検診※	対象者	34,655 人	34,857 人	35,088 人
	受診者	1,540 人	1,760 人	1,896 人
	受診率	9.0%	9.4%	10.4%
前立腺がん検診	対象者	13,938 人	14,105 人	14,342 人
	受診者	2,781 人	2,578 人	2,571 人
	受診率	20.0%	18.3%	17.9%
大腸がん検診	対象者	49,713 人	49,982 人	50,343 人
	受診者	4,290 人	4,004 人	4,129 人
	受診率	8.6%	8.0%	8.2%
肺がん検診	対象者	49,713 人	49,982 人	50,343 人
	受診者	1,170 人	1,125 人	1,222 人
	受診率	2.4%	2.3%	2.4%
胃がん検診	対象者	49,713 人	37,846 人	38,611 人
	受診者	658 人	415 人	489 人
	受診率	1.3%	2.2%	2.3%
胃がんリスク検診	対象者	979 人	2,519 人	2,342 人
	受診者	134 人	357 人	318 人
	受診率	13.7%	14.2%	13.6%

※乳がん検診、子宮頸がん検診は、隔年受診のため、対象者数に対する受診者の割合と受診率は一致しない。

資料：長岡京市

5. 男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査の結果の概要

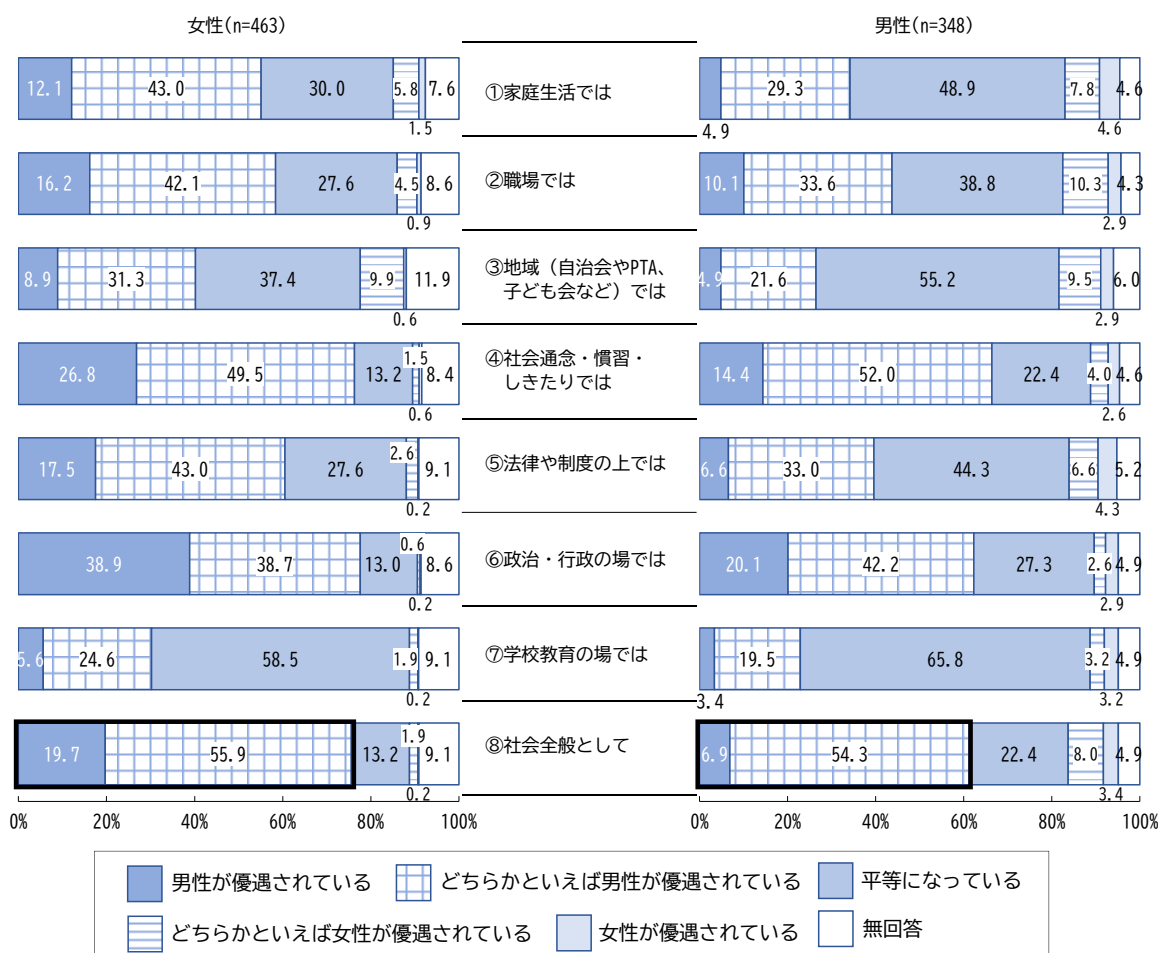
本計画の策定にあたり実施した「市民・事業所意識調査」の結果概要は以下のとおりです。

「市民・事業所意識調査」は、市民を対象とした調査（以下「市民意識調査」という。）と、事業所を対象とした調査（以下「事業所意識調査」という。）からなります。

（1）男女共同参画に関する意識について

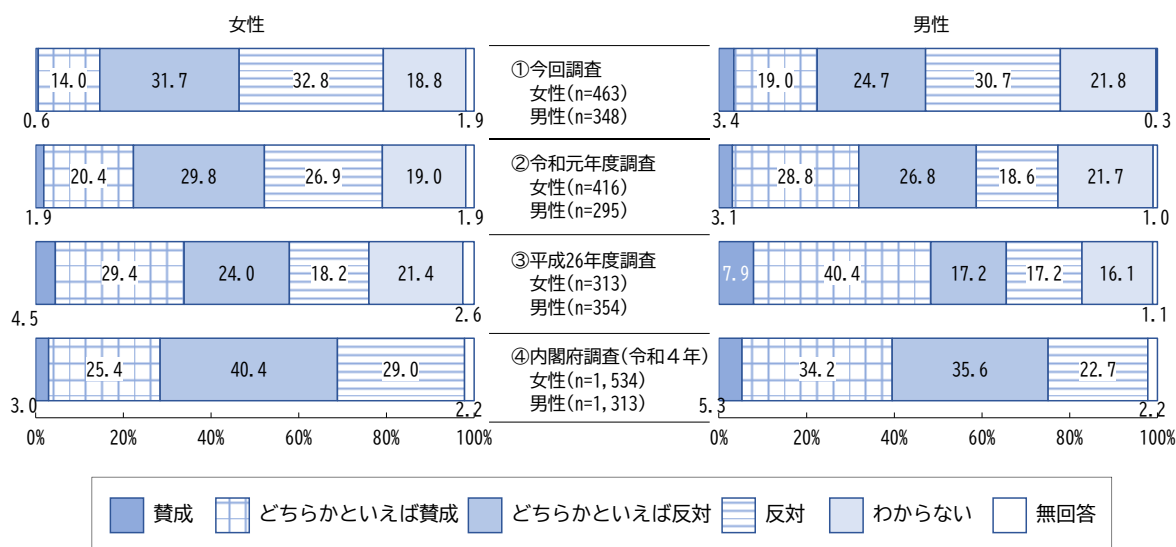
①社会における男女の平等感（市民意識調査）

女性では75.6%、男性では61.2%が⑧社会全般として『男性優遇』（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と感じています。



②固定的性別役割分担意識の変化（市民意識調査）

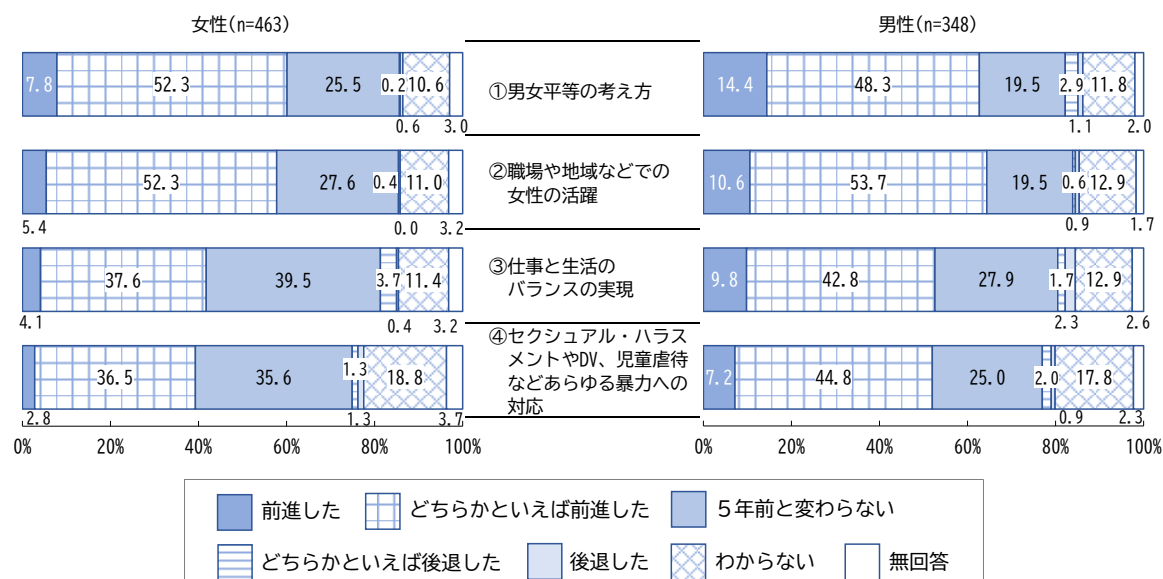
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識について、調査を行うごとに男女とも『賛成』（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計）が低くなっており、今回調査と平成26年実施の前々回調査で20ポイント前後の差があります。内閣府調査と比較しても、男女ともに『賛成』が低くなっています。



※内閣府調査は、「わからない」の選択肢なし

③男女共同参画にかかわる変化（市民意識調査）

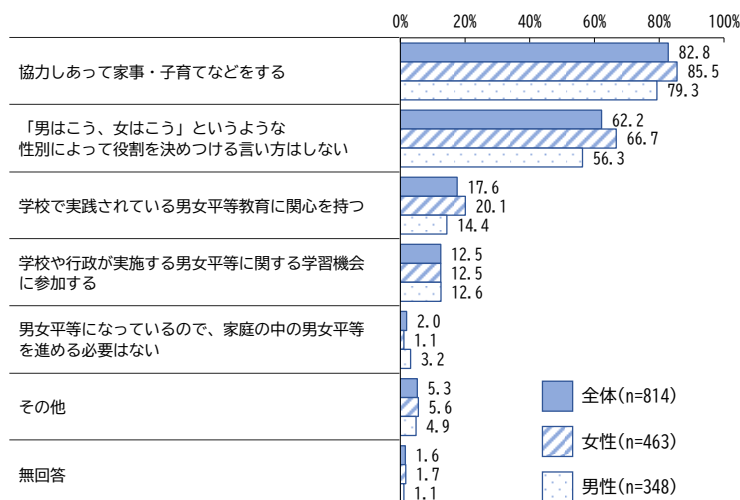
男女共同参画の5年間の変化をたずねたところ、男性は、いずれの項目も『前進』（「前進した」「どちらかといえば前進した」の合計）が過半数を占めています。一方、女性は「③仕事と生活のバランスの実現」「④セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待などあらゆる暴力への対応」において『前進』が過半数を下回り、かつ男性より10ポイント以上低くなっています。



(2) 家庭・地域・教育の場における男女平等意識について

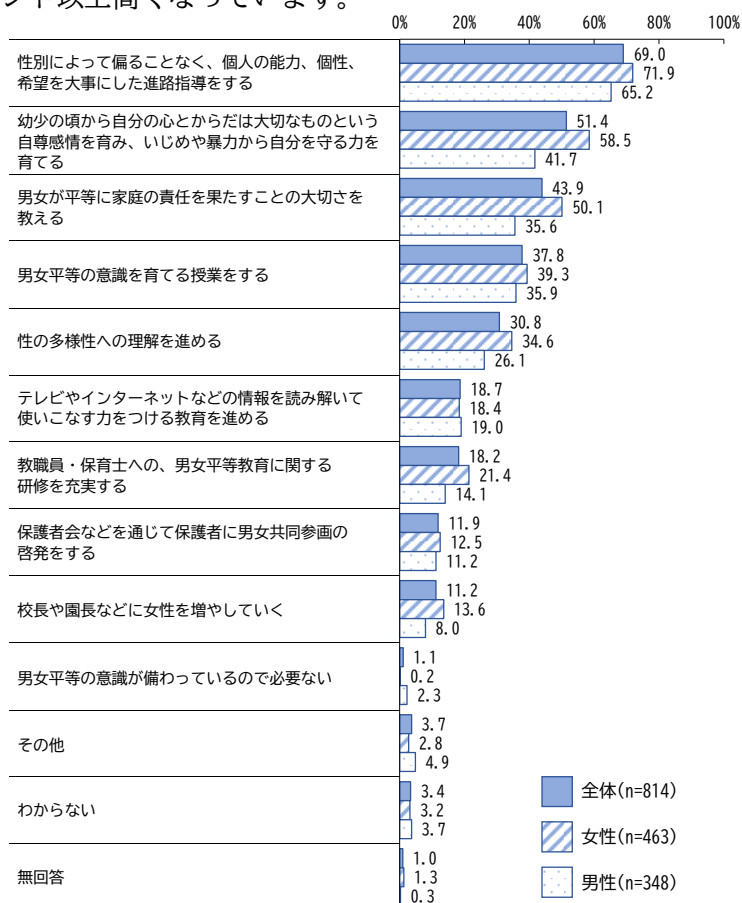
①家庭教育の中で男女平等の考え方を育むため必要だと思うこと（市民意識調査）

男女とも「協力しあって家事・子育てなどをする」が最も多い回答となっています。また、「「男はこう、女はこう」というような性別によって役割を決めつける言い方はしない」は女性で66.7%と男性より10ポイント以上高くなっています。



②男女平等を進めるために、学校・保育所・幼稚園などで重要だと思う取組（市民意識調査）

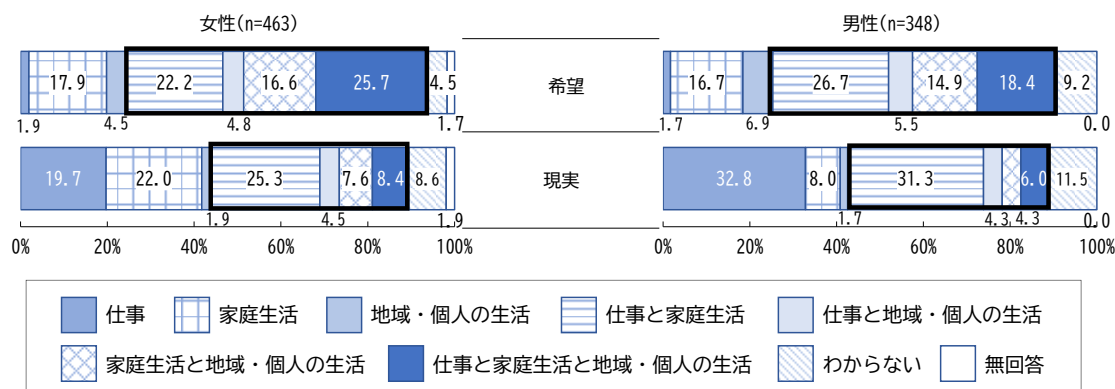
男女とも「性別によって偏ることなく、個人の能力、個性、希望を大事にした進路相談をする」が最も高くなっています。また、「幼少の頃から自分の心とからだは大切なものという自尊感情を育み、いじめや暴力から自分を守る力を育てる」は女性で58.5%と男性より10ポイント以上高くなっています。



(3) 働き方と暮らしの調和について

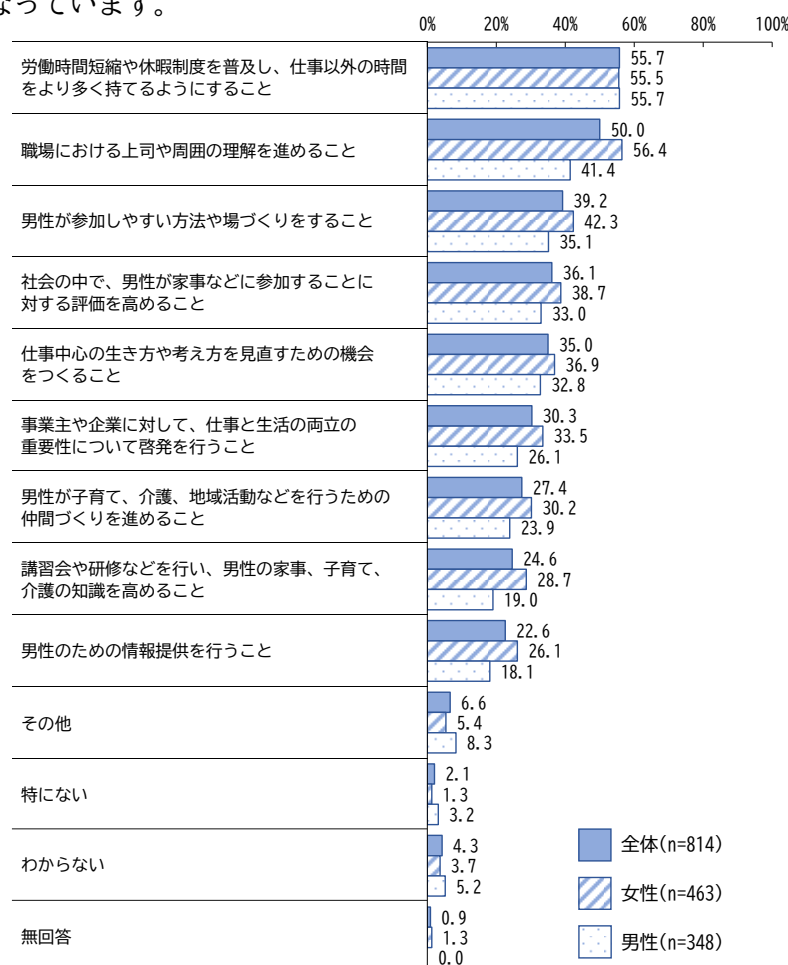
①ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（市民意識調査）

男女ともに「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のうち、複数をともに優先したいと希望している人は多いですが、現実にはできていない人は少なくなっています。



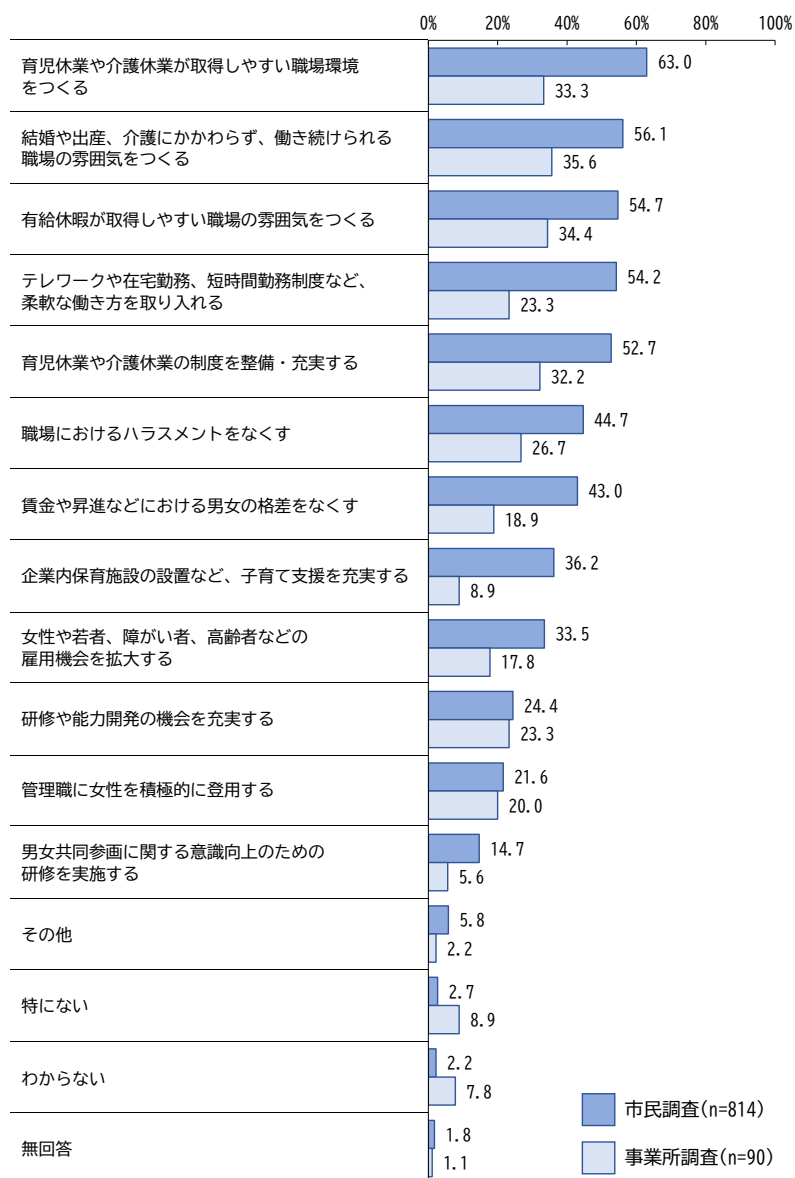
②男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと（市民意識調査）

性別にみると、女性で「職場における上司や周囲の理解を進めること」が、男性より 15.0 ポイント高くなっています。



③いきいきと働ける職場をつくるために企業が力を入れるべきこと（市民・事業所意識調査）

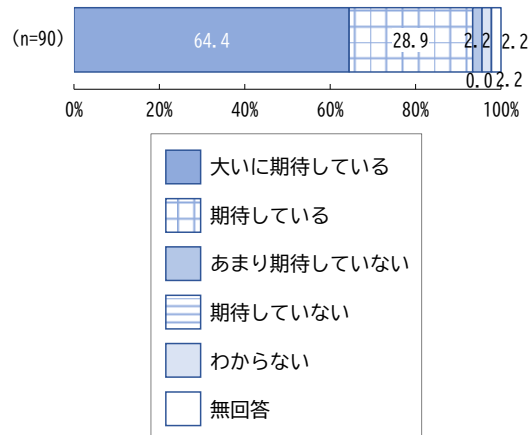
市民意識調査の方が「育児休業や介護休業が取得しやすい職場環境をつくる」や「テレワークや在宅勤務、短時間勤務制度など、柔軟な働き方を取り入れる」と回答した割合が事業所意識調査と比べ 30 ポイント程度高く、制度の充実を望む人が多い結果となっています。



(4) 生活や職場における女性の活躍推進について

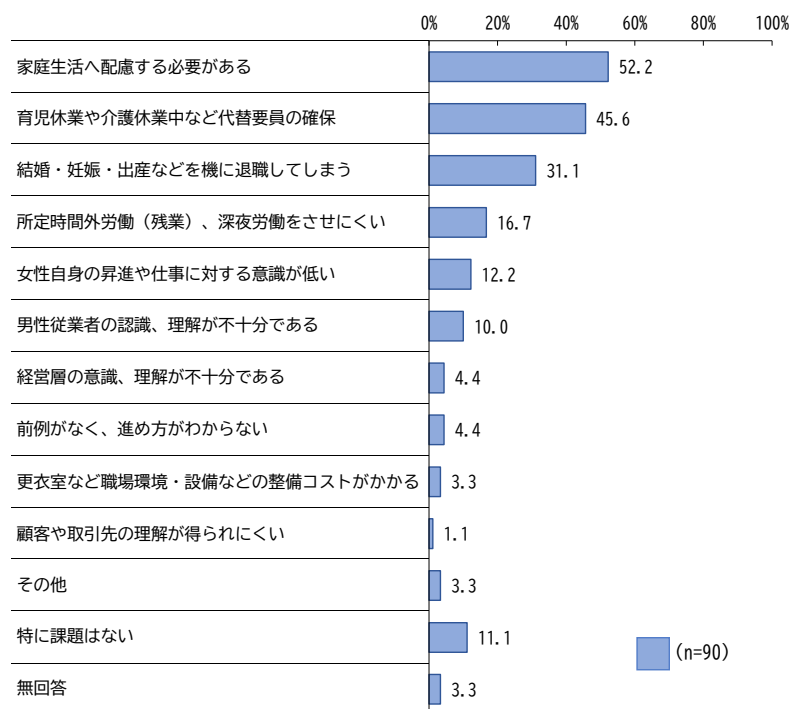
女性従業員の活躍を期待する事業所は多く、その理由は「男女にかかわらず能力発揮を期待するのは当然であるため」が8割を超えています。

①女性従業員の活躍についての考え方（事業所意識調査）



②女性活躍推進にあたっての課題（事業所意識調査）

女性活躍推進にあたって想定される課題は、「家庭生活へ配慮する必要がある」「育児休業や介護休業中など代替要員の確保」が高くなっています。

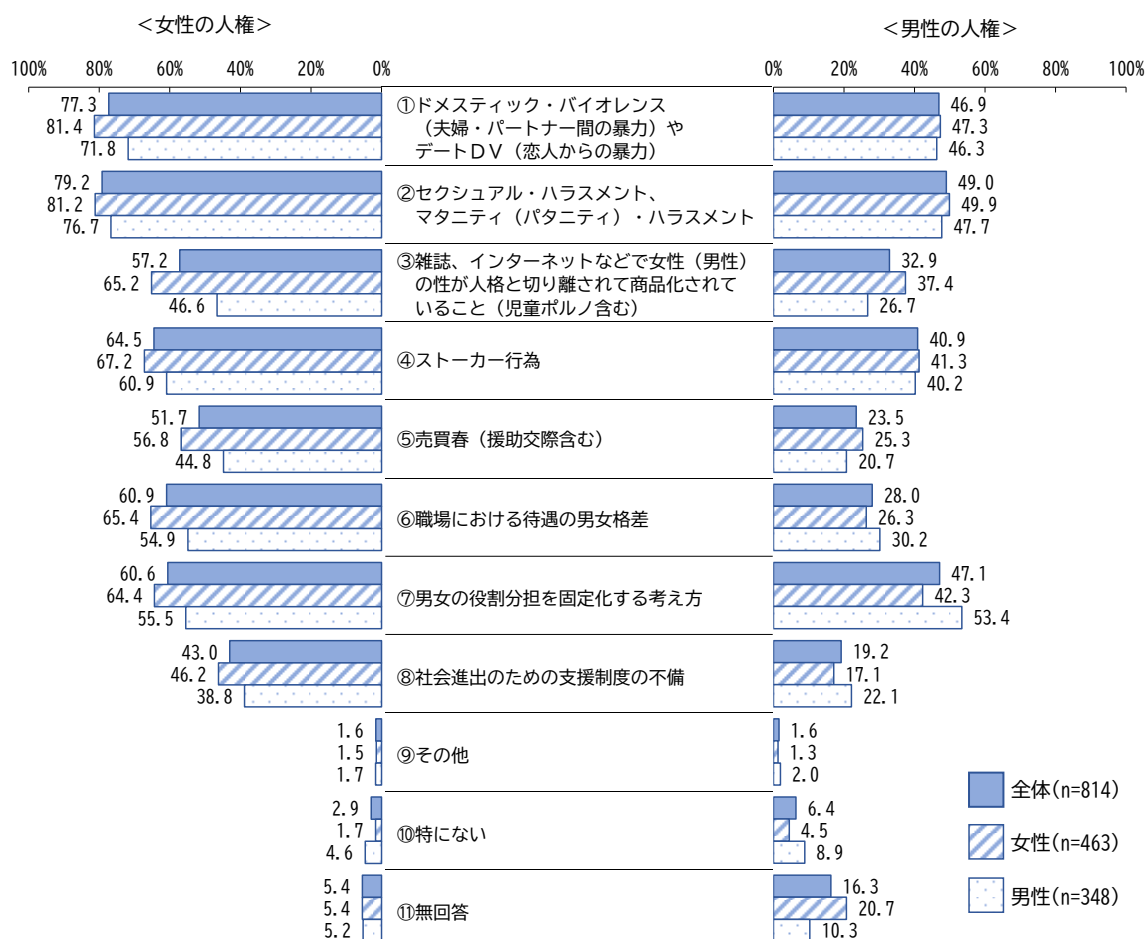


(5) 人権の尊重とあらゆる暴力について

①人権が侵害されていると思うこと（市民意識調査）

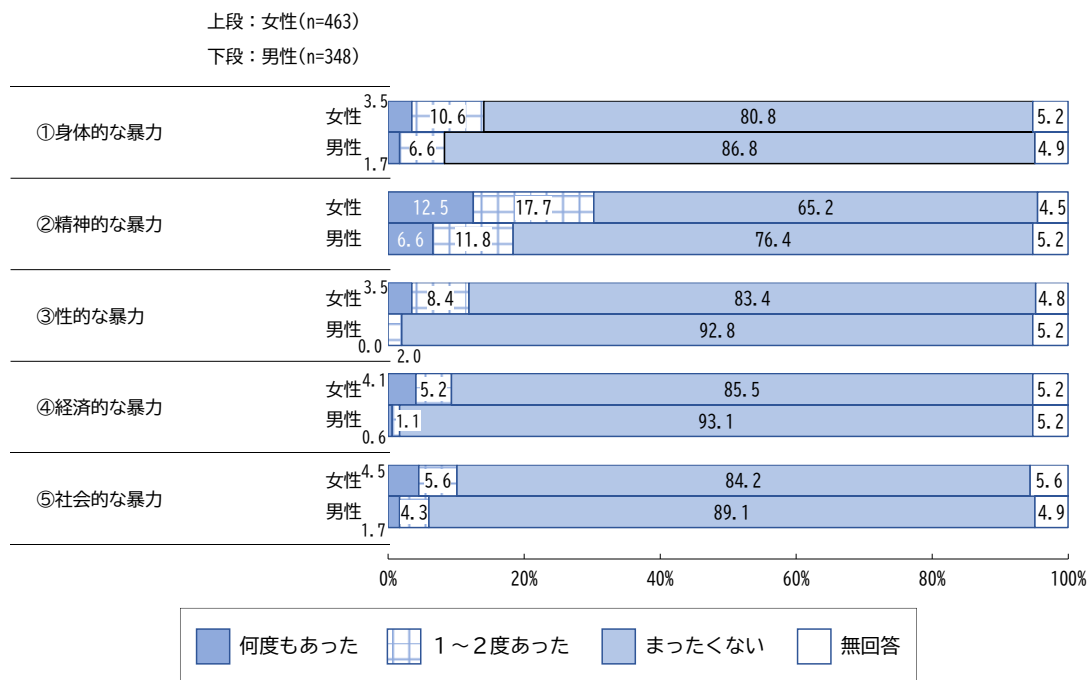
女性の人権において、侵害されていると思うことは、女性では「①ドメスティック・バイオレンス（夫婦・パートナー間の暴力）やデートDV（恋人からの暴力）」（81.4%）、男性では「②セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント」（76.7%）が最も高くなっています。「③雑誌、インターネットなどで女性（男性）の性が人格と切り離されて商品化されていること（児童ポルノ含む）」は、女性で65.2%と男性より18.6ポイント高くなっています。

男性の人権において、侵害されていると思うことは、女性では「②セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント」（49.9%）が最も高くなっています。男性では「⑦男女の役割分担を固定化する考え方」（53.4%）が最も高くなっており、女性より11.1ポイント高くなっています。



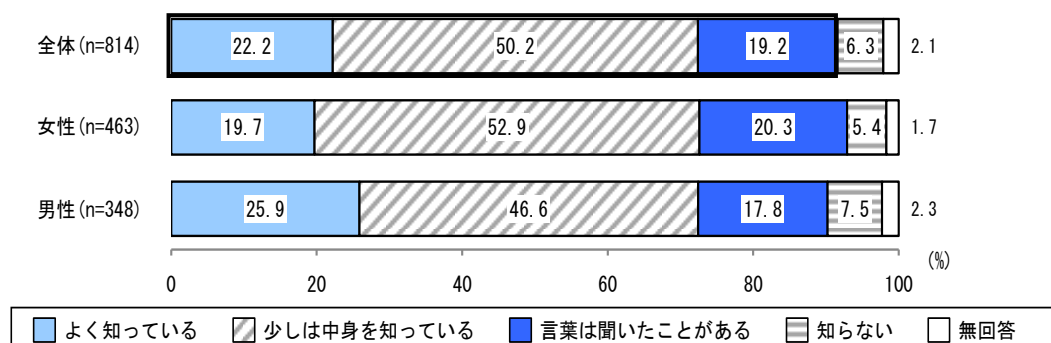
②配偶者等から暴力にあたる行為を受けた経験（市民意識調査）

配偶者等から暴力にあたる行為を受けた経験は女性が多くなっています。特に、「②精神的な暴力」は3割を超えています。



③LGBT の言葉の認知状況

LGBT などセクシュアルマイノリティ(性的少数者)全般を指す言葉について、『知っている』(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)と回答した人は9割以上と、高い認知度です。

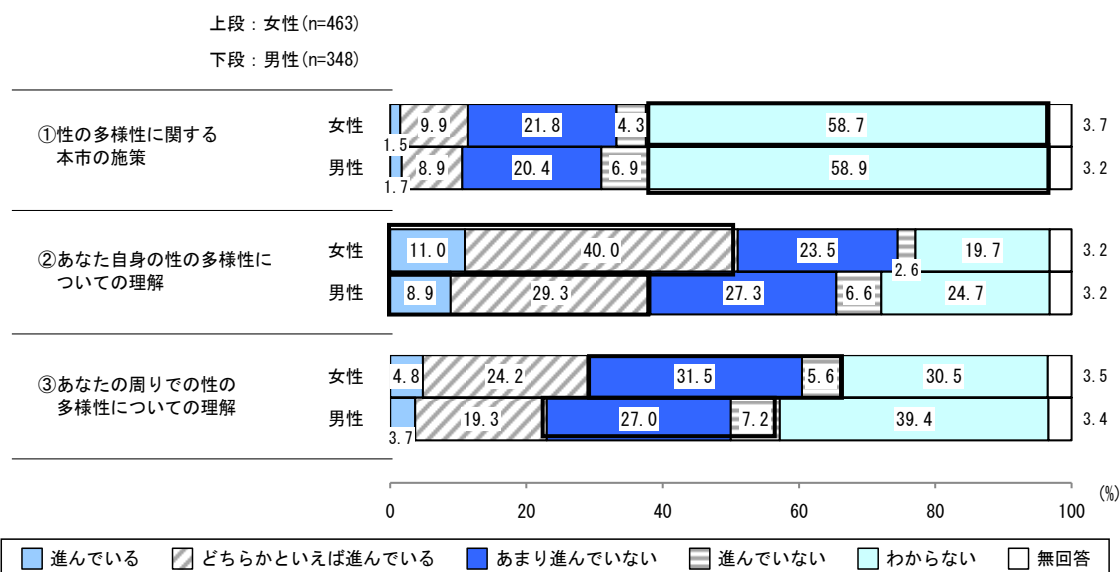


④性の多様性についての理解

性の多様性への理解については、『進んでいる』(「進んでいる」「どちらかといえば進んでいる」の合計)は、男女ともに「②あなた自身の性の多様性についての理解」が最も高くなっており、女性性は男性より10ポイント以上高くなっています。

「①性の多様性に関する本市の施策」は、「わからない」が男女ともに過半数を占めています。

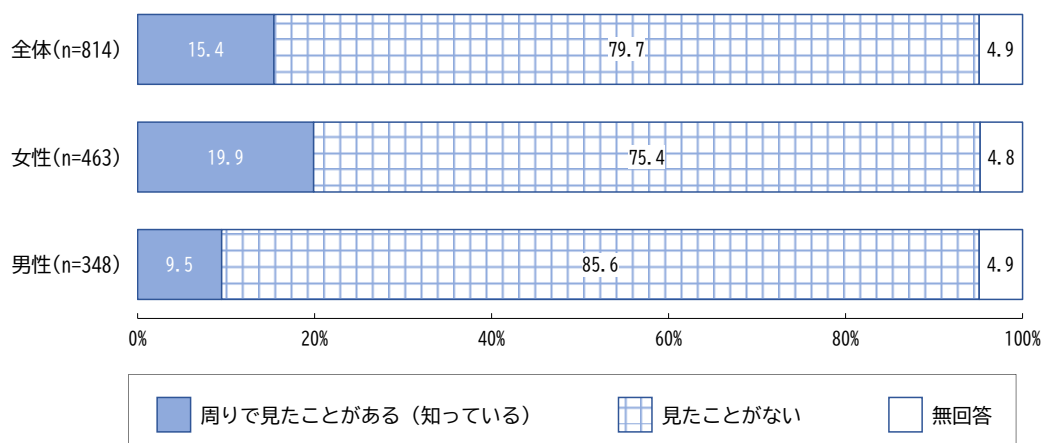
一方、『進んでいない』(「進んでいない」「あまり進んでいない」の合計)は、男女ともに「③あなたの周りでの性の多様性についての理解」が最も高くなっています。



（６）困難な問題を抱える女性に関することについて

①困難な問題を抱えている女性を見たり聞いたりしたこと（市民意識調査）

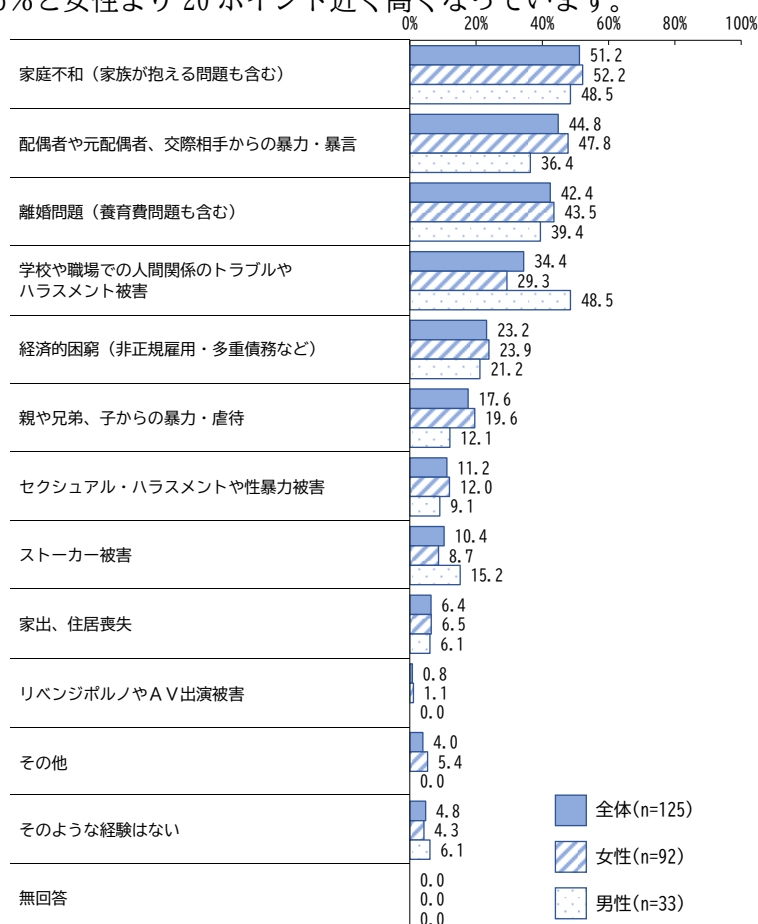
性別にみると、困難な問題を抱えている女性を「周りで見たことがある（知っている）」が女性で19.9%と男性より10ポイント以上高くなっています。



②困難な問題の内容（市民意識調査）

困難な問題を抱えている女性を見聞きしたことがあると回答した人からは、「家庭不和（家族が抱える問題も含む）」「配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力・暴言」「離婚問題（養育費問題も含む）」の問題を見聞きしたと4割を超える回答がありました。

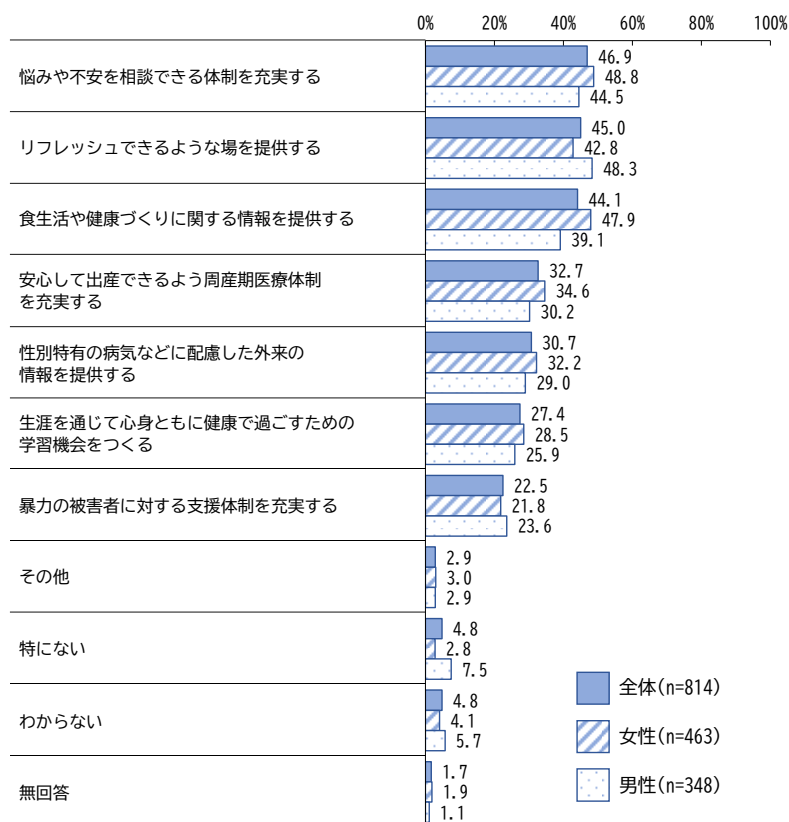
また、見聞きした問題のうち「学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害」は男性が48.5%と女性より20ポイント近く高くなっています。



(7) 安心して暮らせる環境づくりについて

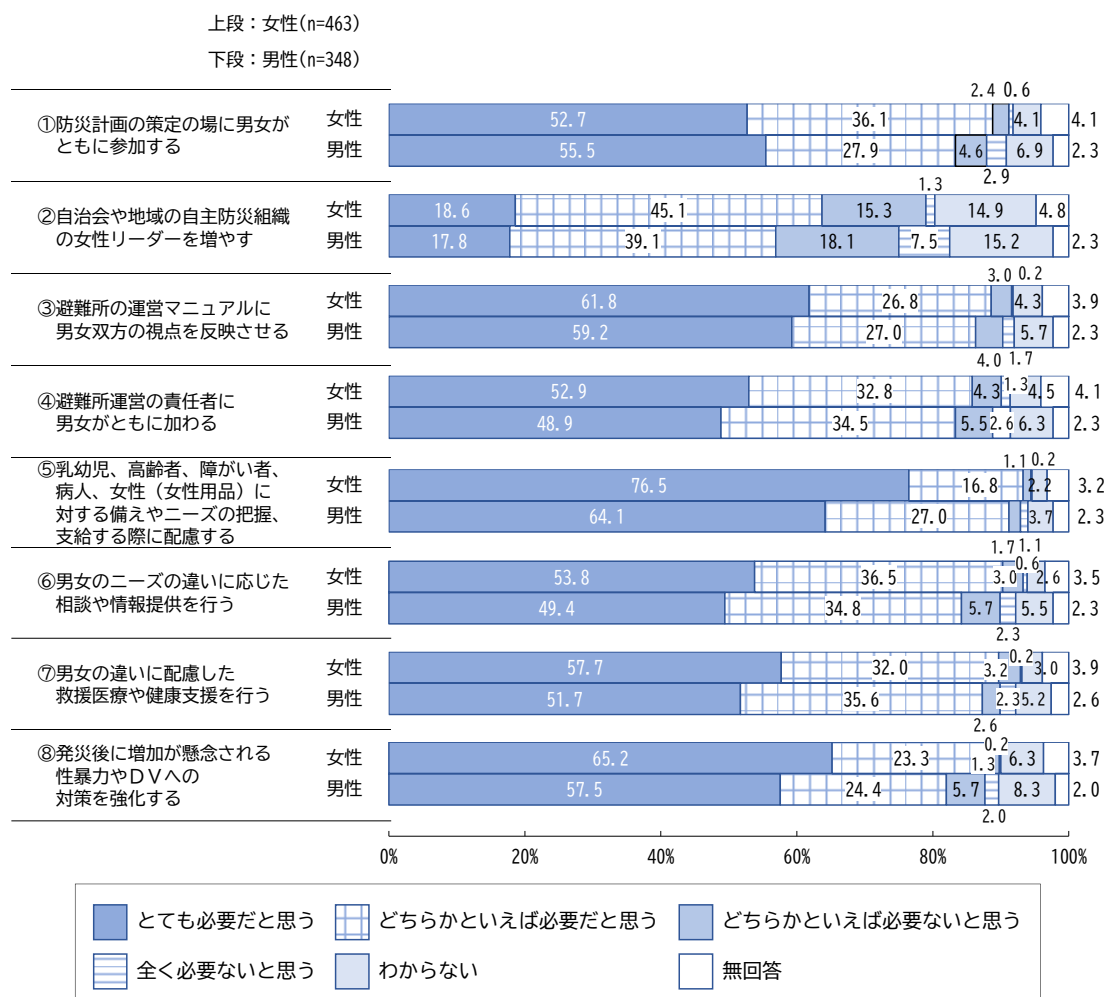
①心とからだの健康を保つために必要な取り組み（市民意識調査）

女性では「悩みや不安を相談できる体制を充実する」（48.8%）、男性では「リフレッシュできるような場を提供する」（48.3%）が最も高くなっています。



②性別に配慮した防災対策の取り組みの必要度（市民意識調査）

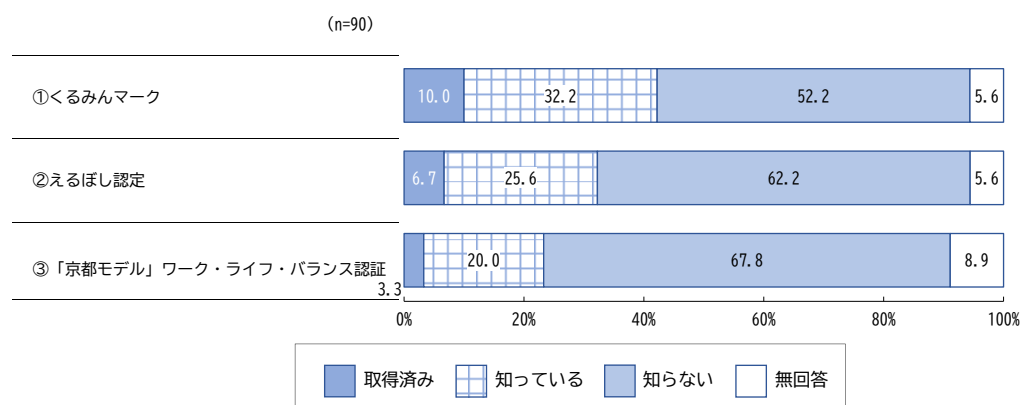
すべての項目において、『必要だと思う』（「とても必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」の合計）は男性より女性で高くなっています。



（８）男女共同参画に関する法律、言葉について

①企業認定・認証制度の認知・取得状況（事業所意識調査）

「②えるぼし認定」「③「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証」を「知らない」と回答した事業所は、６割を占めています。



6. 第7次計画のまとめ

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

①成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	11.3%	30.0%	—	—	—	13.2%
		男性	24.1%	30.0%	—	—	—	22.4%
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合	女性	22.3%	20%未満	—	—	—	14.6%
		男性	31.9%	30%未満	—	—	—	22.4%
活動指標	ホームページにおける市の「男女共同参画」ページへのアクセス数		17,636件/年	20,000件/年	32,251件/年	45,062件/年	22,180件/年	19,387件/年
	男女共同参画週間事業参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合		69.7%	80.0%	86.7%	73.8%	100%	64.0%
	性の多様性理解啓発事業参加者へのアンケートで「性の多様性への意識が深まった」と回答した人の割合		令和3年度から新規	60.0%	91.6%	86.3%	90.5%	100%

②取り組みと課題、方向性

- 男女共同参画週間事業や人権・男女共同参画フォーラム等、各種講座の開催を通じた啓発活動など、様々な機会をとらえ情報発信を行い、男女平等・男女共同参画の意識の向上に取り組みました。
- 「市民意識調査」では、「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合は減少し、女性の社会進出に対する意識の高まりがみられます。社会全般における男女の平等については、「男性が優遇されている」と女性では75.6%（前回調査81.0%）、男性では61.2%（前回調査63.4%）と依然として高く、「平等になっている」と感じる人が少なく、実生活における男女平等につながる社会の変化は実感されていない状況です。
- 「パートナーシップ宣誓制度」や企業や事業所、行政が一体となって啓発する「にじいろ企業登録制度」を導入し、性の多様性への理解促進を図りました。また、若年層向けの講座も実施し、幅広い世代へ啓発を行いました。

★男女平等・男女共同参画意識を高めるためには、固定的性別役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）の解消への取組をはじめ、暮らしの中の“気づき”や“学び”につなげていくための幅広い世代への情報提供や、性別や年齢に応じた効果的、継続的な啓発を進めていく必要があります。

★一人ひとりの人権が尊重され、多様な生きかたや価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向け、引き続き性の多様性への理解促進を図る必要があります。

基本目標Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性	67.5%	80.0%	—	—	—	62.2%
		男性	66.1%	80.0%	—	—	—	55.8%
活動指標	若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数		8回/年	9回/年	10回/年	11回/年	10回/年	7回/年
	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数		のべ 586人/年	のべ 600人/年	のべ 406人/年	のべ 657人/年	のべ 691人/年	のべ 810人/年

② 取り組みと課題、方向性

- 保育や学校教育の場においては、性別にとらわれず自らの進路を主体的に切り開く能力の育成や男女共同参画に関する課題について、より身近なものとして学び考える機会を提供しています。
- 男女共同参画センターをはじめ中央公民館や図書館などで、講座の開催や図書の貸出等、男女平等・男女共同参画を学ぶ機会の充実を図っています。
- 「市民意識調査」では、家庭教育の中で男女平等の考え方を育むために「家事・子育てなどを協力しあって行うこと」が必要であり、学校などで男女平等を進めるための重要な取組として「性別に偏ることなく個人の能力、個性、希望を大事にした進路指導をする」と回答する人の割合が高く、性別にかかわらず、主体的に生きる力を育むことが求められています。

- ▼
- ★ 子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるよう、家庭や学校、地域など活動の場において男女共同参画の視点を取り入れることが大切です。
 - ★ だれもが、生涯を通して男女共同参画について学ぶことができるよう学習機会を提供し、男女共同参画意識の向上を図る必要があります。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	13.7%	30.0%	—	—	—	13.0%
		男性	27.8%	40.0%	—	—	—	27.3%
	「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	20.2%	25.0%	—	—	—	27.6%
		男性	29.5%	35.0%	—	—	—	38.8%
	「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	35.3%	50.0%	—	—	—	37.4%
		男性	46.4%	60.0%	—	—	—	55.2%
	「家庭生活」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性	23.3%	30.0%	—	—	—	30.0%
		男性	35.6%	40.0%	—	—	—	48.9%
活動指標	長岡京市審議会等への女性委員の参画比率		34.2%	40.0%	38.0%	39.9%	38.2%	39.3%
	長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が40%～60%である割合		41.8% (23/55審議会)	65.0%	40.7% (22/54審議会)	48.1% (26/54審議会)	47.1% (24/51審議会)	50.0% (28/56審議会)
	長岡京市の女性管理職の割合		25.5%	30.0%	29.9%	29.3%	29.5%	34.3%
	男女共同参画フロア（いこ～る）の承認団体数		17団体	20団体	15団体	14団体	12団体	12団体
	女性活躍に関する講座の参加者数		のべ 31人/年	のべ 50人/年	のべ 51人/年	のべ 36人/年	のべ 58人/年	のべ 68人/年
	防災学習会の実施回数と女性参加者の割合		29回/年 54.3%	58回/年 50.0%	22回/年 58.9%	43回/年 60.4%	53回/年 51.5%	53回/年 56.5%
	男性に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数		4回/年	5回/年	4回/年	6回/年	6回/年	6回/年
	長岡京市男性職員の育児休業取得者数（5年間での実数）		2人	5人	4人	12人	22人	31人

② 取り組みと課題、方向性

- 市の女性管理職の登用や男性職員の育児休暇取得は進んでいます。また、審議会等の委員についても目標値に近い実績値となっており、女性の参画が進んでいます。
- 「市民意識調査」では、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくには「労働時間短縮や休暇制度を普及し仕事以外の時間が多く持てるようにすること」が必要とされています。「事業所調査」では、子育てや介護と仕事の両立への支援制度の利用を促進する際の課題として「育児休業や介護休業などにより代替要員の確保が難しい」と50%以上の回答があります。男性が家庭生活や地域活動に積極的に参加するためには、人材の確保や周囲の理解などが求められています。

- ★女性の活躍の場の拡大に向け、関係機関や団体への働きかけとともに、女性の登用、女性リーダーの育成が求められており、継続的な啓発活動や情報発信が必要です。
- ★女性活躍や子育て支援など積極的に取り組む事業所の紹介や関係機関からの情報提供を行い、人材の確保や休暇等支援制度の利用促進を働きかけます。
- ★性別にかかわらず家族で家事等に取り組めるよう積極的に意識啓発を行っていくとともに、子育てや介護サービスの充実など、社会全体としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組が必要です。

基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和元年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成果指標	「ドメスティック・バイオレンスやデートDV」を女性の人権侵害と思う人の割合	女性	53.1%	70.0%	—	—	—	81.4%
		男性	51.5%	65.0%	—	—	—	71.8%
	男女共同参画センター（女性の相談室・男性電話相談）を知っている人の割合	女性	49.6%	60.0%	—	—	—	48.4%
		男性	44.1%	50.0%	—	—	—	41.3%
活動指標	若年層へのDV等防止啓発事業の実施回数		4回/年	5回/年	3回/年	4回/年	3回/年	3回/年
	パープル&オレンジリボンプロジェクトの参加者数		のべ310人/年	のべ400人/年	のべ782人/年	のべ511人/年	のべ681人/年	のべ582人/年

②取り組みと課題、方向性

- 男女が対等な立場でお互いの人権を尊重し、将来にわたってDVの加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、若年層からの啓発事業を行っています。
- DVをはじめとする様々な相談には、相談窓口の充実や関係機関との連携により適切な支援へつなげています。
- 「市民意識調査」では、暴力やハラスメントを人権侵害とする意識は高くなっているものの、暴力を受けた際の相談ができていない人も一定数みられます。また、男女共同参画センターを知っている人は50%に満たない状況です。

- ★あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有できるよう、多様な機会を通じて啓発活動を推進していくことが必要です。
- ★身近な相談窓口である男女共同参画センターの周知に努めるとともに、気軽に相談できる機会の確保や、安心して相談できる体制の充実、早期発見による迅速な対応、関係機関との連携など、相談環境の充実が必要です。

基本目標Ⅴ 健康で安心な暮らしの実現

① 成果指標と活動指標の評価

指標項目			現状値	目標値	実績値			
			令和 元年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
成果 指標	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という言葉の認知度	女性	14.9%	30.0%	—	—	—	12.8%
		男性	19.3%	25.0%	—	—	—	12.9%
活動 指標	乳がん検診受診率（40～69歳）		13.3%	13.8%	11.3%	12.7%	14.3%	14.8%
	子育て応援教室の参加率		21.3%	25.0%	17.9%	13.7%	25.2%	29.0%

②取り組みと課題、方向性

- 各種検診の受診勧奨や相談の実施など、ライフステージに応じた健康支援や予約方法のデジタル化により乳がん検診受診率は上昇傾向となっています。
- 性と生殖についての正しい知識と自己決定する権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、性と健康をテーマとした講座や性感染症に関する情報提供を行っていますが、「市民意識調査」では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度が低くなっています。
- 安心して妊娠・出産できるようライフスタイルに応じた情報提供、支援を行うとともに、女性だけでなく、男性の理解促進に向けた啓発も行っています。

★一人ひとりが身体的性差を十分に理解し、生涯を通じて心身の健康管理ができるよう取り組む必要があります。

★特に、女性は思春期、妊娠・出産期、更年期などにおいて、男性とは異なる健康上の問題に直面し、心身や生活が大きく影響を受けることがあります。自分の身体を大切にし、自らが決定をすることができるという認識を持つよう、すべての人が性と生殖に関する差別や誤った認識をなくしていく必要があります。

第2章 計画の概要

1. 計画策定の目的

本計画は、本市において男女共同参画を推進するための施策を総合的・体系的にまとめており、市民や市内事業者、関係機関等との連携を図り、市全体で取り組むための計画です。

2. 計画の位置づけ

本計画は、

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村基本計画で、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-」を踏まえた計画です。
- (2) 「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく計画です。
- (3) 「長岡京市第4次総合計画 第3期基本計画」の個別計画として位置付けるとともに、関連する他分野の個別計画との整合を図ります。
- (4) 本計画の重点目標Ⅱを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する「長岡京市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) 本計画の重点目標Ⅲを、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定する「長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に規定する「困難な問題を抱える女性への支援に関する長岡京市基本計画」として位置づけます。

位置づけ図を掲載

3. 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

本計画は、すべての市民が性別や年齢、障がいの有無や就労状況等、様々な違い（多様性）に関係なく、個人として尊重され、仕事・地域・家庭生活などあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる、真に豊かなまちづくりに向け、「長岡京市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき取り組みます。

「長岡京市男女共同参画推進条例」より

（基本理念）

第3条 市及び市民等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) すべての人が、個人としての尊厳が平等に重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性に基づく差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を十分に発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担に基づく制度及び慣行が改善され、すべての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) すべての人が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人の尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (6) すべての人が性と生殖についての理解を深めるとともに、特に女性の性と生殖に関する健康とそれを享受する権利が生涯にわたり保障されること。
- (7) 経済活動の分野において、均等で健全な就業環境のもと個人の力が発揮できること。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (9) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (10) 男女共同参画の推進は、密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、国際的な協調のもとに行われること。

5. 重点目標

※現状と課題、取組施策を踏まえ掲載していきます。

6. 計画の体系

重点目標	取組方針		施策の方向	
I 男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	1	男女平等・男女共同参画の意識づくり	1	男女平等・男女共同参画の意識の浸透
			2	国際的視野に立った男女共同参画施策の情報収集・提供の充実
			3	あらゆる情報における人権尊重・男女平等の推進
	2	子どもにとっての男女共同参画の理解促進	4	学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進
			5	家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進
	3	生涯学習の場での男女共同参画の推進	6	多様な選択を可能にする学習機会の提供
	4	性の多様性を認め合う意識の醸成	7	性の多様性への理解促進

女性活躍推進計画	II あらゆる分野における男女の活躍	5	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	8	市における女性の登用の推進
				9	女性リーダーの育成
		6	働く場における女性の活躍推進	10	男女平等の雇用機会と待遇の確保
				11	女性の起業と就労支援
				12	事業所における女性活躍推進への働きかけ
		7	地域における男女共同参画の推進	13	あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進
				14	防災における男女共同参画の推進
				15	男女共同参画を推進する市民活動の支援
		8	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	16	仕事と子育て・介護の両立支援の推進
				17	男性の子育て・家庭生活・地域活動への参画促進
				18	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進
		9	ハラスメント防止への取り組み	19	様々なハラスメント防止の働きかけと周知

		重点目標	取組方針		施策の方向	
DV防止基本計画	困難女性支援基本計画	Ⅲ あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援	10	女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発	20	あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供
			11	配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護	21	被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援
			12	困難な問題を抱える女性支援	22	相談しやすい環境づくり
			13	様々な状況にある人への支援と環境整備	23	相談・支援体制の充実
					24	高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
					25	ひとり親家庭への支援
			Ⅳ 健康で安心な暮らしの実現	14	性と生殖に関する健康と権利に基づく女性の健康支援	26
	27	安心して妊娠・出産できる環境の整備				
	15	生涯を通じた健康づくりの支援			28	ライフステージに応じた健康支援
			29	心と体の健康支援		

第3章 計画の内容

※前章に掲載した取組方針ごとに、現状と課題（文章）、取組施策を掲載していきます。

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画社会を実現するためには、広範かつ多岐にわたる取組を展開していかなければなりません。これらの取組を総合的、効率的に進めていくため、庁内の推進体制を整備するとともに、市の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する市そのものが男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのため、職員が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が対等に能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりに努めます。

- 1) 男女共同参画審議会の設置：有識者や市民代表で構成される「長岡京市男女共同参画審議会」を設置し、施策の実施状況の報告並びに市民の苦情申し出などへの検討を行います。
- 2) 男女共同参画推進本部の設置：市長を本部長とする庁内推進組織である「長岡京市男女共同参画推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整を図ります。
- 3) 男女共同参画推進本部幹事職員の配置：本計画の進捗管理とともに、市役所が男女共同参画のモデル職場となるよう、庁内での男女共同参画を推進する横断的な推進組織として、関係各課に男女共同参画推進本部幹事職員を配置します。
- 4) 財源の確保：計画推進のために必要な財源の確保に努めます。

(2) 市民と行政の連携・協働による推進

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身に関わることを主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。市民や地域団体、市民活動グループ、事業所と連携・協働して取組を進めます。特に、地域での男女共同参画の浸透を図るために、各種関係団体との連携を強化します。

(3) 男女共同参画施策推進拠点の充実

本市では、性別にかかわらず、あらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できるよう、総合的な男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開を図るため、平成 31 (2019) 年 4 月より男女共同参画センターを開設しています。

誰もが自分の持っている力を発揮することができる機会をつくり、支援する場を提供するため、男女共同参画センター“いこ～る”プラス及び男女共同参画フロア“いこ～る”を、本市の男女共同参画の推進拠点施設として、学習、交流、相談、情報提供・啓発等その他必要な事業の充実を図ります。

また、相談やその他の事業を通じて市民のニーズや課題を把握し、施策に反映することにより、男女共同参画を推進します。

2. 計画の進行管理

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、長岡京市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。施策の評価にあたっては、可能な限り数値目標や各種統計や調査等による客観的な評価を取り入れ、施策の効果の到達度を測るとともに、男女共同参画の視点から男女別数値の把握ができるよう、その整備を進めます。

また、本計画に基づく施策については、毎年、進捗の状況を調査します。数値目標を掲げる重点施策の達成状況は、長岡京市男女共同参画審議会に報告し、その進捗状況を市民にわかりやすく公表します。